

市立病院だより

Vol.5

地域の医療機関と二人三脚であなたを支えます

知っていますか？ 紹介状について

Q 紹介状って何ですか？

▶ 医師が発行する患者さんの診療情報です。

紹介状は正式名称を「診療情報提供書」といい、紹介先の医療機関宛に医師が紹介の目的や患者さんの症状・病状、治療経過、投薬情報などを記載しお伝えするものです。

▶ 患者さんの受診をスムーズにします。

それまでの診療を行っていた医師から情報を伝えることによって、重複する検査などを省くことができるほか、連携する医療機関で情報を引き継ぐことにより、切れ目ない治療を継続して受けることができます。

また、緊急時を除き、200床以上の病院で紹介状を持たずに初期診療を受ける場合には、保険外で「選定療養費」を患者さんが負担することが、制定されています。

▶ 専門的な治療を受けるために必要なものです。

当院では、専門的な検査や治療を行う診療科は、重症患者さんの治療を優先するため救急以外紹介状の無い方の受診をお断りしております。まずは地域のクリニックや診療所の受診をお願いします。



草加市立病院は地域のクリニックや診療所の先生と一緒に、患者さんの健康をお守りしていきます。